

平成25年4月1日より 公共下水道使用料改正

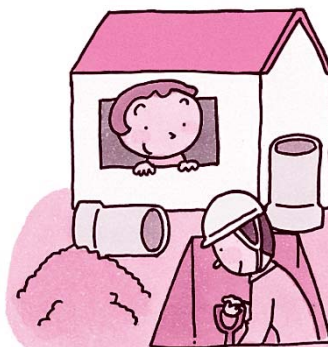
現在の公共下水道使用料は、平成17年度の供用開始から適用され、7年を経過しています。平成25年度当初より大幅な供用区域の拡大が見込まれることから、平成24年10月及び11月に下水道審議会を開催し、答申を受けての使用料改正となりました。

【使用水量10立法メートルまでの基本料金】

1カ月当たり 2,000円 → 1,500円

【井戸水等の使用による認定水量】

1カ月当たり 8立法メートル → 6立法メートル



指定管理者制度を導入します

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するものです。そこで、村施設においても公募により指定管理者を選定しました。

公募による施設の指定管理者		
公の施設の名称	指定する団体の名称	指定の期間
美浦村立大谷時計台児童館 美浦村立木原城山児童館	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	平成25年4月1日～ 平成28年3月31日



大谷時計台児童館



木原城山児童館